静岡県教育委員会告示第15号

静岡県高等学校等奨学給付金事務処理要綱(平成30年静岡県教育委員会告示第16号)の一部を次のように 改正する。

令和3年6月11日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

	静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀
改正前	改正後
(奨学給付金の対象者)	(奨学給付金の対象者)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
② 基準日 (原則奨学給付金を受けようとす	② 基準日 (原則奨学給付金を受けようとす
る年度の7月1日をいう。ただし、 <u>7月以</u>	る年度の7月1日をいう。ただし、 <u>7月2</u>
<u>降</u> に家計が急変した世帯に対して支援を実	<u>日以降</u> に家計が急変した世帯に対して支援
施する場合は、原則として申請のあった月	を実施する場合は、原則として申請のあっ
の翌月(月の初日である場合は申請のあっ	た月の翌月(<u>申請の日が</u> 月の初日である場
た月)の1日をいう。以下同じ。)において	合は申請のあった月)の1日をいう。以下
生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条	同じ。)において生活保護法(昭和25年法律
の規定による生業扶助が措置されている世	第144号)第36条の規定による生業扶助が措
帯に扶養されている者又は保護者等全員の	置されている世帯に扶養されている者又は
当該年度の道府県民税所得割及び市町村民	保護者等全員の当該年度の道府県民税所得
税所得割が非課税である者。ただし、家計	割及び市町村民税所得割が非課税である者。
急変世帯に対して支援を実施する場合は、	ただし、家計急変世帯に対して支援を実施
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割	する場合は、道府県民税所得割額及び市町
額が非課税である者に相当すると認められ	村民税所得割額が非課税である者に相当す
る者	ると認められる者
(3) • (4) (股各)	(3) • (4) (路)

2 · 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

2 · 3 (略)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の奨学給付金から適用する。